

■一般検査（簡易項目10項目及び12項目）

	項 目	単 位	飲料水水質基準
1	一般細菌	個/mL	100 以下
2	大腸菌	-	検出されないこと
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10 以下
37	塩化物イオン	mg/L	200 以下
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	3 以下
46	pH値	-	5.8以上8.6以下
47	味	-	異常でないこと
48	臭気	-	異常でないこと
49	色度	度	5 以下
50	濁度	度	2 以下
33	鉄及びその化合物	mg/L	0.3 以下
36	マンガン及びその化合物	mg/L	0.05 以下

■県条例水道（13項目）

	項 目	単 位	飲料水水質基準
1	一般細菌	個/mL	100 以下
2	大腸菌	-	検出されないこと
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10 以下
33	鉄及びその化合物	mg/L	0.3 以下
37	塩化物イオン	mg/L	200 以下
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	300 以下
39	蒸発残留物	mg/L	500 以下
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	3 以下
46	pH値	-	5.8以上8.6以下
47	味	-	異常でないこと
48	臭気	-	異常でないこと
49	色度	度	5 以下
50	濁度	度	2 以下